

教育学部論

相 良 惟 一

「教育学部は何をするところであろうか。それは、果して独自の任務なり、目的なりを持つているのであろうか。実際、教育学部は独立の一学部として存在の意義があるのであろうか。」等々、教育学部の創設以来今日に至るまで、このようなことを耳にすること一再にとどまらないのである。それで、今この小論の意図するところのものは、このような疑問ないしは質問に対する解答ともなるであろう、一つの考え方を述べることにある。なお、自分の専攻が教育行政学である以上、所論が教育行政学的観点からなされることは勿論いうまでもなからう。

最初に当つて、概念を、より正確に規定することとし、ここで教育学部といつても、それは旧帝大である東大・京大等に設置されている教育学部に限ることしよう。なぜならば、同じ教育学部という名称を使つても、旧帝大のほかの大学に置かれている教育学部は、いわゆる学芸学部と実態がまったく異なるからである。法規の上でも、また実際の取扱い上からいつても、一般にその大学に文理学部、法文学部、人文学部のような学部が置かれている場合、本来学芸学部と呼ばれるべき学部が教育学部といわれることになっている。例えば、島根大学を例にとるならば、ここには文理学部が置かれているので、普通だつたら学芸学部というべき学部を教育学部と呼んでいるのである。この教育学部が、京大教育学部と実態を異にすることはいうまでもなからう。なぜならば、右の島根大学教育学部は、一般の学芸学部と同じくその実態は教員養成の施設にほかならないからである。ここで学芸学部やさては学芸大学を教員養成を主たる存在目的とする施設であるといつてもさしたる異論はあるまい。沿革的にいつても、これは旧制の師範学校の昇格という形式でできあがつたものであり、それが今日に至るまで、公立小・中・高各学校の教員の主たる供給源であつたことは何といつても否定し難いところである。かつまた、現在被教育者たる児童、生徒数の減少とか、教員退職者の少数であることに起因して、教員の新規需要の減退が各府県に相当見られるにもかかわらず、学芸学部や学芸大学が将来においても、教員養成機関として果すであろう、大きな役割を見逃すわけにはいかないであろう。本来、その語源からいうならば、学芸学部、学芸大学は教員養成機関としてのみ設置されたものでないとも考えられるが、実際は教員養成に終始している現情である。ある見方からいうならば、ともかくも学芸学部、学芸大学が、このようになり明確な存在意義を持っていることは結構なことであり、あるいは喜ばしいことでもあろう。ともあれ、ここでは学芸学部や学芸大学について論ずることを目的としていないのであるから、これ以上この問題に立ち回らない。

そこで、本論に戻り、旧帝大に置かれている教育学部—これにも例外があり、例えば東北大学の教育学部は、宮城県に学芸学部や学芸大学もなく、したがつて一部教員養成施設たる役割を持つているともいえるので、ここでは対象として取りあげない—はどのような任務や目的を持ち、そしてその設置の根拠がどうなつているかなどについて述べることにしよう。一般に、ある公の施設は法規によつてその設置根拠

なり、任務なり目的なりが規定されている。それで、以上の点を法規—ここにいう法規とは、単に法律や政令、省令などにとどまらず、大学自体で定める内部規程までも含める—について見ようというわけである。

今、国家行政組織法という、国の行政組織全般に関する基本的な法律によると、国の行政機関は、「法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより……文教施設その他の機関を置くことができる。」と規定している。ここにいう、国の行政機関とは主として各省を指すから、右の条文を読み替えると、文部省は、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の規定によつて、文教施設を設置することができる、ということになる。次に、文教施設を設置することが、「法律の定める所掌事務の範囲内」のことであるかどうかについて述べよう。右の国家行政組織法の規定を受けて、更に文部省という行政機関の所掌事務の範囲および権限を規定したものととして、文部省設置法という法律がある。この法律によると、「文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、……」とか、「文部大臣の所轄の下に、国立の学校を置く。」あるいは「国立の学校については、国立学校設置法の定めるところによる。」というような規定が見いだされるのである。まず、国立学校は前にあげた「文教施設」であることは疑いをいれないところであり、次に国立学校を設置することは、法律—すなわちこの場合は文部省設置法—の定める所掌事務の範囲内の事項であり、かつそれは法律—すなわちこの場合は国立学校設置法—の規定によるということになる。このように、国立学校—その大部分は国立大学である—は、国家行政組織法-文部省設置法-国立学校設置法という段階的な一連の法体系によつてその設置根拠が与えられているのである。右の国立学校設置法は、国立大学の名称、設置、その大学の学部の名称について規定している。これによると、各旧帝大には大阪大学を除くほか、教育学部が設置されている。すなわち、このことは教育学部という名称やその設置根拠が法律によつて規定されているということの意味する。ただ、ここでは、教育学部が何々大学に置かれているということ以外規定していないのであつて、それがどのような目的や任務を持っているかについては触れるところがない。それならば、そのようなことはどこに求めるべきであらうか。

大学に関する一般的規定としては学校教育法という法律があり、それには次のような規定がある。すなわち「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」というのがそれである。なお、同法によると、「大学には、数個の学部を置くことを常例とする。」といつているが、右の大学の目的、任務に関する一般的規定は、大学の各学部、したがつて教育学部についてもそのままあてはまることである。すなわち、教育学部も「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的及び応用的能力を展開させることを目的」としていることは疑いない。更に、学校教育法では、「この法律に規定するものの外、この法律施行のため必要な事項は……監督庁が、これを定める。」とあり、同法附則で「監督庁は、当分の間、これを文部大臣とする。」と規定し、ここで施行に必要な細目を定めることを文部大臣に委任しているのである。この委任に基づいて文部大臣が制定したものが、学校教育法施行規則という文部省令である。この省令によると、「大学の設備、編制、学部及び学科の種類並びに学士に関する事項は、……別に定める大学設

京都大学教育学部紀要 Ⅲ

置基準による。」とされている。この「大学設置基準」は、学校教育法施行規則制定の当時すなわち昭和22年以降、長い間制定を見ず、わずかに大学基準協会という一私的機関が定めた「大学基準」というものが一応これに代用されているというような、まことに変則的なことになつていた。ところで、待望久しかりし大学設置基準は、昨昭和31年10月やつと文部省令として制定されるに至つた。この規定で、教育学部を含めた各学部については、どのように規定されているであろうか。すなわち、学部については、これは「専攻により教育研究上から組織されるものであつて、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織を持つと認められるものとする。」と規定し、なお又、「学部の種類は、文学、法学、経済学部、商学、理学、医学、歯学、工学及び農学の各学部その他学部として適当な規模内容があると認められるものとする。」といつている。右の規定中、最初のそれは学部の組織に関するものであり、次は学部の種類を例示し、これは適当な規模内容がなければならぬといつているのである。この学部の例示のなかに、教育学部の名称が見当らないことを特に気にする必要はない。この「大学設置基準」制定前にこれに代用されていた「大学基準」にも同様に教育学部の名称はあげてなく、今度それをとう襲したのみである。いうまでもなく、旧帝大の教育学部は他の学部と同じく、創設以来既に相当の年月を経ており、大学設置基準の規定をまつまでもなく、「講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織を持つと認められるもの」であり、かつそれは「学部として適当な規模内容があると認められるもの」であることは疑いをいれないところであろう。このことは具体的に、旧帝大の教育学部が例えばどのような種類の、そしてどのくらいの数の講座やなおまた教員があるかを見るならば、もつと明瞭になることであろう。

まず、国立大学の学部に置かれている講座の種類およびその数について規定したものとしては、「国立大学の講座に関する省令」というのがある。この省令によると、旧帝大の教育学部はいずれも教育原理、教育心理学、教育社会学、教育行政学などの十前後の講座を持つていることがわかる。講座の数は大体教員数に見合うものと考えて差支えないから、これらを総合すると大ざつばにいつて、旧帝大の教育学部は大学設置基準の要求する要件を一応満たしているものと考えて差支えないであろう。

以上をもつて、全国の国立大学および教育学部を含めた学部についての一般的、抽象的規定はつきるのである。ここで留意すべきことは、右の諸規定の中に大学や学部についての一般的、抽象的な規定はあつても、個々の学部例えば教育学部などの目的、任務については、全然規定していないということである。法律、政令、省令等で、各学部ごとの目的や任務について規定するということはあまりにもわずらわしいことであり、かつまた右のような国の法規で規定することはとかく形式的あるいは画一的になるおそれもじゆうぶんあるであろう。その上、前に述べたように、同じ教育学部といつても異なつたカテゴリーに属するものもあり、すべて国の法規で一律に規定するということは、相当問題がある。そこで考えられることは、それぞれの大学なり学部なりでめいめい規定したらどうかということである。一般に、各国立大学やその学部は、学校教育法、国立学校設置法、大学設置基準等国の法規の規定する範囲内で、それぞれ自己の組織、運営について内部的規程を設けることが認められている。国立大学は、行政法にいうところの営造物であるが、すべて営造物は学校に限らずそれぞれ法の許容する範囲内で、営造物規則を制定すること

教育学について：相良

ができる。大学の営造物規則は、大学の学則や学部規程などである。まして大学は他の営造物に見ることができない大きな自主的権限が認められているのである。すなわち人事や教育研究に関する事項について大幅な自律的権限が存在する。これこそいわゆる大学自治の原則のあらわれなのである。このように、各国立大学とその学部は、無制限ではないが、相当大幅に自主的規律を行うことができるのであつて、それぞれの目的や任務について法規の大きなわくを逸脱しない限り、内部規程で規定することが自由である。前述のように国の法規が大学や学部について、比較的抽象的、一般的な事項のみしか規定していないということは、あながち法制上の不備と見るべきではなく、かえつてこのようなことは、それぞれ各大学や学部の規定するところに委ねるといふ意味合いを持つことである、と諒解してよろしいであろう。しかるに、実際のところ各国立大学や学部は、おのおのその目的や任務に関し特殊性をあらわした規定を持っていないようである。このことは、何といつても残念なことである。従来より、国立大学やさては一般の大学の数があまりにも多きにすぎるといふことを度々耳にしないででもない。しかし、それぞれの大学が皆それぞれ独自の存在理由を持っているならば、72の国立大学や500余の大学ですら、必ずしも多すぎるといえないのではあるまいか。いわんや、10にも足りない旧帝大教育学部が、おのおの特異な存在意義を持ちかつその発揮につとめるならば、今にして教育学部の存在を問題にされるが如き事態は起らないはずである。各大学や学部は、それぞれ自己の目的、任務を持つことが認められ、かつそのことはつよく希望されるのであるからには、めいめい自己の内部規程で、その旨を明確にすべきではあるまいか。もちろん法規はすべてを解決するものではなく、規定することをもつて能事おわれりとなしてはならない。少くとも、旧帝大教育学部の如き、とかくその独自の存在意義を問題にされるおそれがないでもないとするならば、まず何をおいても、それぞれ各自の規程においてこのことを明らかにすべきであろう。それで私は、京大教育学部学生便覧にあるように、教育学部の目的は「教育に関する専門的研究を行い、教育諸学の根本的究明をめざすものである。」ということをもつてまず大学あるいは教育学部の内部規程の冒頭に規定し、更に必要に応じて、それぞれの特殊な存在意義を明確にすべきであるということをも主張したい。このことは、少くとも当面の、そして最少限度の要請であろうと考えるのである。

次に、現在教育学部に関し、時折、耳にする若干の問題について述べよう。

国立大学の教育学部の設置は、占領下占領軍当局の示唆によるものが多いといわれている。それは、いわば占領下の教育政策の一端であるからには、今日その是正をはかるべきであるという説をなす者もないではない。旧帝大の教育学部について、取るべき処置として考えられるものとして、一応次のようなものがある。まずその第一は、文学部への復帰論ないしは、それとの合体論である。いわく、文学部の一学科または一部門が単に占領下という特殊な事態のゆえに、教育学部になつたのであるから、現に大阪大学に見られるように、文学部内の一学科であつても少しも差支えないであろう。それでよろしく文学部に復帰するか、もしくはそれと合体すべきであるというのが、その主張である。なお、現在の旧帝大教育学部が文学部から分離したとき、それが特に必然的な理由に基いたものでないということも、もう一つこの説の立論の根拠となつているようである。しかし、教育学部が文学部から分離したのは、昨日今日のことでなく、既に10年近い昔のことであり、この間の教育学部の質量両面における発展をささいに検討する必要が

京都大学教育学部紀要 Ⅲ

あろう。そこでいうことは、現在教育学部は文学部との合体や復帰を実現すべく、あまりにも独自の発展をとげたということではあるまいか。そこから出たゆえに、またそれに戻るべきであるというのなら、それはまたあまりにも機械的な、かつ素朴な議論であろう。次に第二の論は、あるいは京大においてのみ聞きうるところかも知れないが、一般教育を担当する教養部を吸収するとか、あるいは教養部と教育学部を合せて東大のような教養学部を設置してはどうかとの説である。東大の教養学部については、当初そのいきなり、性格なりについて若干の異論がないでもなかつたようであるが、現在ではたしかに一つの存在意義を主張するものであり、このようなものが東大のほかにもう一つぐらいあつてもよいとの意見もあろう。しかし、東大においても教育学部と教養学部は併存する。また現在の教養部のあり方やいき方について、少なからざる問題があるでもあろう。しかし、これらの問題は教育学部への吸収とか、あるいはそれとの合体というような措置で解決できるものであろうか。それよりも、教養部の問題は、それ自体慎重に検討すべきであらう。このように考えるとき、この第二の論もいささか妥当性を欠くと認められるのである。

旧帝大の教育学部創設のこのかた、早くも10年に近い歳月が経過し、その間、各教育学部はいずれも相当の質量両面における発展充実をみたことは、右にも述べたとおりである。いわば、教育学部の存在は今や一つの既成事実となつていともいえよう。といつてこの既成事実の上に安んずるならば、教育学部の存在に対する懐疑は依然としてつきることなく起つてくるでもあろう。教育学部に職を奉ずるものは、たゆみなくそれが独自の存在を主張しうるよう、できるだけ力をいたさなければならぬのである。

教育学部のユニークな存在意義を裏付けるものとして、教育学部で教授研究の対象とされている、いわゆる教育諸学について一言述べることが絶対に必要である。教育学プロパーのほかにも、教育哲学、教育心理学、教育社会学、教育行政学等を広く教育諸科学と呼んで差支えあるまい。このうちの一つ、例えば教育行政学を例に取ろう。これは教育行政に関する学であり、あるいはまた教育に関する行政学と素朴的に観念することができよう。教育行政そのものの定義なり、機能なりについてここ2、3年論じられることが多いことは喜ばしいことであるが、ここではこれ以上触れまい。^{*1}とにかく、教育行政学は教育行政に関する学、また教育に関する行政学であり、これは一般の行政学と必ずしも同一の精神、同一の原理によつて支配されているといいきれないであらう。特に終戦後、教育行政学がわが国において大きく取りあげられてきたゆえんのものは、一応これは行政学の一部門というほかに、特殊な性格なり内容なりを持つと考えられたからではなからうか。このことは、次のようにも説明できよう。すなわち教育行政学で取りあつた個々の現象なり、制度なりは、きわめて教育的色彩を帯びてきているのであつて、したがつて教育行政学を単なる行政学の一部門としてのみ考えることは必ずしも妥当ではないといえるのではあるまいか。右の教育学色彩とは、あるいは単に教育的色彩といつてもよからう。^{*2} これとまったく同様なことが教育法学すなわち教育行政法学についてもいえるのである。教育行政法学はもちろん一般の行政法学と切つても

^{*1} 例えば、東大宗像誠也教授「教育行政学序説」p7以下。神戸大高木太郎助教授「教育行政権論」p46以下。特に後者については教えられることが少くなかつた。しかし拙論は両氏の所説と若干異なるのであつて、他の機会に両氏から示教を仰ぎたいと思う。

^{*2} この点については、田中耕太郎博士の「商的色彩論」から、多くの示唆を与えられるところがあつた。

教育学について：下程

切れない関係があるというものの、実は教育法学にのみ認められる特殊なものがあるのではなからうか。すなわち、そこに一般の行政法と異なつた法理が存在するのではなからうか。例えば、一般の行政法は技術的色彩がつよいといわれるが、教育行政法は技術的色彩を持ちつつも、あるいは倫理的色彩をも持つのではなからうか。なぜならば、教育行政法は教育に関する行政法にほかならないからである。以上述べたことは、ひとり教育行政学や教育行政法学についていうのみならず、実は他の教育諸科学についても大なり少なりあてはまるのではなからうか。若し、果してそうだとするならば、このような最大公約数的あるいは共通的要素ともいべき一種の色彩を持つ諸科学は、教育学部の如き学部において始めて、相互の有機的な連繫を保ちつつ教育・研究されうるのではなからうか。それで、右の教育諸科学は教育学部において、始めてその安住の地を見いだしたといつて差支えないのではあるまいか。要するに、同一の原理、同一の精神の支配する諸科学—その共通なるものは、教育学的ないしは教育に関する色彩である—を教育・研究するのが教育学部であるべきだといふのである。私はここに旧帝大教育学部の存在意義なり目的、任務を見いだしたいのである。

以上、述べたつたことを最後に要約しよう。各国立大学や学部の存立の根拠や目的等については、法律その他の国の教育法規で規定されているが、その範囲内でそれぞれ特殊性を盛つた自主的な規程を持つことが認められていること。それゆえ各大学、学部はよろしくこのような規程を定むべきであり、特に教育学部についてはとりわけその必要があるということを前半に述べた。次いで、教育学部に関して現在耳にする2・3の考え方があつたが、いずれも妥当ではないと考えられること、それで教育学部は積極的に存在意義を見いだす必要があること、教育学部において現在教授研究の対象となつている教育諸科学は大体同一の原理、同一の精神が支配するのではなからうか。すなわちそれは一の共通的な色彩を帯びた諸科学ではなからうか。若しそうだとするならば、そのような諸科学を教授研究するところこそ旧帝大教育学部なのであつて、そこに特殊の存在意義を見いだすべきではなからうかといふのである。

教育学の体系についての試案

下 程 勇 吉

I 教育学と人間学 教育を定義して、教育は人間形成であるという人もあれば、教育は社会機能であるという人もある。しかし如何に「人間喪失」の現象が著しいといつたところで、「人間」をぬきにして教育は語られない。人間を根本的全体的にとらえることなしに、教育学なるものは成立し得ぬであろう。人間全体を根本的にとらえる学を人間学といへるとすれば、人間学なくして教育学はなく、教育学をふくまぬ人間学はない。人間学は教育学の基礎をなし、教育学は人間学の結語であるといはれるであろう。(その点については、「教育研究事典」中の抽稿「教育哲学」長田氏編「教育哲学の課題」中の抽稿「教育学と人間」参照) 教育学の人間学的基礎が教育学乃至教育哲学の根本的課題となる所以であり、人間は